

改正

昭和63年12月1日規則第18号
平成12年3月24日規則第6号
平成19年2月1日規則第16号
平成25年2月28日規則第3号
平成26年3月24日規則第6号

上富良野町腎臓機能障害者通院交通費助成に関する規則

上富良野町腎臓機能障害者通院交通費助成に関する規則（昭和57年上富良野町規則第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、腎臓の機能に障害を有する者が、人工透析療法による医療の給付を受けるための通院に要する交通費（以下「通院交通費」という。）を助成することにより、腎臓機能障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 通院交通費助成の対象者とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 上富良野町に居住する者で住民基本台帳に登録されている者
- (2) 腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 腎臓の機能障害を更生するため居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている者
- (4) 前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5の規定で準用する同法第20条及び第21条の規定による同法施行令（昭和50年政令第207号）第7条及び第8条第1項の規定で定める特別障害者手当の支給の制限である所得の額を超えない者
- (5) 生活保護法による医療扶助の移送費等、他の法令等により通院交通費相当分の全額給付を受けていない者

（助成対象経費）

第3条 助成対象経費とは、対象者が居住地から町外の医療機関へ、人工透析療法受療のため通院するのに要した鉄道賃（普通運賃実費）とする。

2 前項以外の交通手段で通院した場合は、鉄道賃（普通運賃実費）相当額とする。

（助成額）

第4条 助成額は、次の各号に定める区分により算出した額とする。ただし、他の法令等により通院交通費相当分として給付を受ける額を除いた額とする。

- (1) 町民税非課税世帯に属する者
1カ月の鉄道賃（普通旅客運賃実費）の全額（10円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 町民税課税世帯に属する者
1カ月の鉄道賃（普通旅客運賃実費）のうち5,000円を超える額（10円未満の端数は切り捨てる。）

（助成金交付申請）

第5条 助成を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に、3月から翌年2月までの1年間の通院証明書（様式第2号）及び上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成18年上富良野町条例第19号）に基づき納税状況確認同意書（様式第3号）を添付し、3月10日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上助成の適否を決定し、該当者に助成金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年3月1日以降の通院交通費の助成から適用する。

附 則（昭和63年12月1日規則第18号）

この規則は、昭和63年12月1日から施行し、昭和63年度分の通院交通費の助成から適用する。

附 則（平成12年3月24日規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年3月1日以降の通院交通費から適用する。

附 則（平成19年2月1日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日より施行し、平成19年3月1日以降の通院交通費から適用する。

附 則（平成25年2月28日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月1日以降の通院交通費から適用する。

附 則（平成26年3月24日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年3月1日以降の通院交通費から適用する。

様式第1号

（様式第2号）

様式第3号